

むつ市景観条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の制限等に関し必要な事項を定めることにより、本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

- 本条例を制定する目的を定めたものです。

【解説】

- 本条例は、法第2条の基本理念に基づき、本市の良好な景観の形成に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、法の規定に基づき必要な事項を定めることにより、下北ジオパークに活用される自然や光のアゲハチョウの夜景などに代表される本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図ることで、市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

【趣旨】

- 本条例で使用する用語の定義について定めたものです。

【解説】

- 本条例で使用する用語は、法第7条に規定する用語に従うものとします。

景観法

(定義)

第7条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理することにつき、あらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法第2条第2号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第3号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

建築基準法

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

屋外広告物法

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

自然公園法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。）であつて、環境大臣が第5条第1項の規定により指定するものをいう。

三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第5条第2項の規定により指定するものをいう。

都市計画法

第4条

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第5条の2の規定により指定された区域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、法第2条に規定する基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、公共施設の建設その他の公共事業を行う場合は、良好な景観の形成について、先導的役割を果たさなければならない。

【趣旨】

- 良好な景観形成を推進するための市の責務を定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 市は、景観計画の策定、景観まちづくりアクションプランの策定その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、実施することとします。

<第2項>

- 市は、良好な景観の形成に関する施策の策定又は実施に当たり、パブリックコメントなどにより、市民や事業者の意見が反映されるよう努めるものとします。

<第3項>

- 市は、景観に配慮した公共施設の整備や維持管理に努め、良好な景観の形成についての先導的役割を果たすものとします。

景観法

(基本理念)

第2条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

- 良好な景観形成を推進するための市民の責務を定めたものです。

【解説】

- 市民は、自らの暮らしが景観形成に影響を与えていることを理解し、景観に配慮した住まいづくりや自宅周辺の美化活動など、身近なところから自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとします。
- 市民は、地域と調和した景観形成を図るため、市が行う景観形成施策への協力に努めるものとします。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動及び施設が景観の重要な構成要素であることを認識し、事業活動を行うに当たっては、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

- 良好な景観形成を推進するための事業者の責務を定めたものです。

【解説】

- 事業者は、自らの事業活動や事業所が景観形成に影響を与えていることを理解し、景観に配慮したデザインの建築物・工作物や敷地内の緑化などに自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとします。
- 事業者は、地域と調和した景観形成を図るため、市が行う景観形成施策への協力に努めるものとします。

(景観計画の策定)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、あらかじめ、むつ市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

【趣旨】

- 法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画（景観計画）の策定及び変更の手続きを定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めることとします。

<第2項>

- 景観計画を策定する際は、法第9条に規定する手続のほか、市の附属機関として、学識経験者等で構成されるむつ市都市計画審議会の意見を聴くこととします。
- 法第9条第2項に規定されている都市計画審議会の意見聴取は、都市計画区域又は準都市計画区域に限定されているため、法第9条第7項の規定に基づき、条例で付加するものです。
- むつ市都市計画マスタープランでは、都市計画区域以外の川内・脇野沢地区についても記載され、景観に関する方針も示されていることから、景観を都市計画の一部として捉え、むつ市都市計画審議会の意見を聴くこととします。

<第3項>

- 景観計画を変更するときは、第2項の規定を準用することとします。ただし、規則で定める軽微な変更を除くこととします。

景観法

(景観計画)

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。

(策定の手続)

第9条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画

区域に係る部分について、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第4号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者(景観行政団体であるものを除く。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第4号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者(国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事をいう。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(大規模行為等)

第7条 この条例において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で、規則で定める規模を超えるもの

(2) 規則で定める工作物（建築物を除く。）の新設、増築、改築若しくは移転又は外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で、規則で定める規模を超えるもの

(3) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、規則で定める規模を超えるもの

(4) 土石の採取又は鉱物の採掘で、規則で定める規模を超えるもの

(5) 土地の形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の採掘を除く。）で、規則で定める規模を超えるもの

(6) 屋外における土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源その他の物件の堆積で、規則で定める規模を超えるもの

(7) 水面の埋立て又は干拓で、規則で定める規模を超えるもの

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、前項第4号から第7号までに掲げる行為とする。

【趣旨】

- 大規模行為として良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為の定義を定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 大規模行為とする行為の種類を定めたものです。各行為の規模については、規則で定めることとします。

都市計画法

(定義)

第4条

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は

液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

資源の有効な利用の促進に関する法律

（定義）

第2条

4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

景観法

（定義）

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

(大規模行為をする者の責務)

第8条 景観計画区域内において大規模行為をする者は、当該大規模行為が、法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として景観計画に定められた大規模行為に係る同条第4項第2号に規定する基準として必要な制限（以下「大規模行為景観形成基準」という。）に適合するよう努めなければならない。

【趣旨】

- 景観計画区域内において大規模行為を行う者の責務を定めたものです。

【解説】

- 景観計画区域内で行う大規模行為は、景観計画に定める大規模行為景観形成基準に適合するよう努めることとします。

景観法

(景観計画)

第8条

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

4 第2項第2号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。

一 第16条第1項第4号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為

二 次に掲げる制限であって、第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの

イ 建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限

ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度

ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度

ニ その他第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限

(大規模行為の届出)

第9条 景観計画区域内において大規模行為をしようとする者は、法第16条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、法第16条第2項の規定に基づき、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

【趣旨】

- 法第16条第1項及び第2項の届出の方法を定めたものです。

【解説】

- 法第16条第1項及び第2項の届出の方法は、規則で定めることとします。

景観法

(届出及び勧告等)

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(適合通知)

第10条 市長は、前条の規定による届出（以下「大規模行為届」という。）があった場合に、当該大規模行為届に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該大規模行為届をした者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた者は、法第18条第1項の規定にかかわらず、通知を受けた日から当該大規模行為届に係る行為に着手することができる。

【趣旨】

- 届出に係る行為が景観計画に適合する場合の通知及び届出から行為の着手までの期間短縮について定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 市長は、届出に係る行為が景観計画に定める景観形成基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、書面による通知を行うものとします。

<第2項>

- 法第18条第1項の規定では、届出から30日間は行為に着手できませんが、法第18条第2項の規定に基づき、前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から行為に着手することができるものとします。

景観法

(行為の着手の制限)

第18条 第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から30日（特定届出対象行為について前条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第103条第4号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第1項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

(届出の適用除外)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為で、大規模行為に該当しないもの
- (2) 通常管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの
- (3) 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、規則で定めるもの
- (4) その他規則で定める行為

【趣旨】

- 届出の対象行為から除外する行為について、法の委任規定に基づき、法第16条第7項第11号に掲げる「条例で定める行為」を定めたものです。

【解説】

- 建築物の建築、工作物の建設及び開発行為等で、大規模行為に該当しないものは、届出不要とします。
- 通常管理行為又は軽易な行為及び他の法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為として規則で定めるもの並びにその他規則で定めるものは、届出不要とします。

景観法

(届出及び勧告等)

第16条

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築等」という。)
 - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)
 - 三 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
 - 六 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第4号ホに規定する許可を受けて行う行為

八 第61条第1項の景観地区内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等の区域、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

景観法施行令

(届出を要しない景観計画区域内における通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第8条 法第16条第7項第1号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二 仮設の工作物の建設等

三 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

四 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)

(5) 特定照明

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(3) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

(4) 土地の開墾

(5) 森林の皆伐

(6) 水面の埋立て又は干拓

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第7条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

【趣旨】

- 変更命令を行うことができる対象行為（特定届出対象行為）について、法の委任規定に基づき定めたものです。

【解説】

- 法第17条第1項は、条例で特定届出対象行為を定めることにより、景観計画に適合しない行為について、設計の変更などを命令することができるとされています。
- 本市の届出対象行為は、第9条により、景観に大きな影響を及ぼすおそれのある行為としており、そのうち建築物の建築等及び工作物の建設等について、変更命令の対象となる特定届出対象行為とします。
- 法第17条第1項の変更命令に違反した者には、法第102条第1号の罰則が適用されます。
- 法第17条第1項の変更命令に違反した者に対しては、法第17条第5項の原状回復命令をすることができます。この原状回復命令に違反した者には、法第101条の罰則が適用されます。

景観法

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

2 前項の処分は、前条第1項又は第2項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から30日以内に限り、することができる。

3 第1項の処分は、前条第1項又は第2項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 景観行政団体の長は、前条第1項又は第2項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第2項の期間内に第1項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、第2項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第

1 項又は第2 項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5 景観行政団体の長は、第1 項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第1 項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7 項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第101条 第17条第5項の規定による景観行政団体の長の命令又は第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第17条第1項の規定による景観行政団体の長の命令又は第70条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者

(助言又は指導)

第13条 市長は、大規模行為届に係る行為について、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、当該大規模行為届をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

【趣旨】

- 大規模行為届に対しての助言又は指導について定めたものです。

【解説】

- 良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、大規模行為景観形成基準に適合するよう、必要な措置をとることを助言又は指導することができるよう定めたものです。
- 法第16条第3項の規定では、届出に係る行為が景観計画に定められた制限に適合しないときは、必要な措置をとることを勧告することができるよう定められていますが、まずは助言又は指導を行うことでの改善を図るものです。
- 本条の助言又は指導は、第8条（大規模行為をする者の責務）の規定に基づき行うものです。

景観法

(届出及び勧告等)

第16条

3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(勧告等の手続)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の勧告又は命令を受けた者がこれに従わないときは、規則で定めるところにより、その内容を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告又は命令を受けた者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

【趣旨】

- 法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令について定めたものです。
- 勧告又は命令を受けた者がこれに従わない場合において、その旨を公表することについて定めたものです。
- 勧告又は命令を受けた者がこれに従わない場合において、その旨を公表する場合の手続きについて定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 前条の規定による助言や指導を受けたにも関わらず、届出に係る行為が景観計画に定める大規模行為景観形成基準に適合しない場合に行う勧告や命令を行う場合には、必要に応じて、あらかじめ審議会の意見を聴くことができるよう定めたものです。

<第2項>

- 行政指導の実効性の確保の観点から、勧告の内容を公表することができるよう定めたものです。

<第3項>

- 前項による公表をしようとするときは、公表される者に意見を述べる機会を与え、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができるよう定めたものです。

景観法

(届出及び勧告等)

第16条

3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(無届大規模行為者に係る措置)

第15条 市長は、大規模行為届をすべき者が大規模行為届をしないで大規模行為に着手したときは、その者に対し、当該大規模行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告等により無届大規模行為者（大規模行為届をしないで大規模行為に着手した者をいう。以下同じ。）に係る大規模行為が、大規模行為景観形成基準に適合しないことが明らかになった場合において、良好な景観の形成を図る上で著しい支障があると認めるときは、当該無届大規模行為者に対し、書面により、当該大規模行為を大規模行為景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 前条第1項の規定は前項の規定による勧告をしようとする場合について、同条第2項及び第3項の規定は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合について準用する。

【趣旨】

- 無届大規模行為者に対して報告を求めることができることについて定めたものです。
- 無届大規模行為者に対して勧告ができることについて定めたものです。
- 無届大規模行為者に対する勧告の手続きにおいて、前条の規定を準用することについて定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 大規模行為の届出をしないで行為に着手した場合において、当該行為者に対して、必要な事項の報告を求めることができることとします。

<第2項>

- 無届行為者による行為が、景観計画に定める大規模行為景観形成基準に適合していない場合に、良好な景観の形成に著しい支障があると認めるときは、当該無届大規模行為者に対して、必要な措置をとるよう勧告ができることとします。

<第3項>

- 前項の規定による勧告をしようとする場合は前条第1項の規定、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった場合は前条第2項及び第3項の規定を準用することとします。

(景観重要建造物の指定)

第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

【趣旨】

- 法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物の指定手続に関して、条例で付加する手続きを定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 景観重要建造物の指定を行う場合は、あらかじめ、むつ市都市計画審議会の意見を聴くこととします。

<第2項>

- 景観重要建造物の指定をしたときは、公告により広く一般に周知することとします。

<第3項>

- 法第27条第1項又は第2項の規定に基づく景観重要建造物の指定の解除については、前2項を準用します。

景観法

(景観重要建造物の指定)

第19条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針(次条第3項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者(所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第21条第1項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

(指定の通知等)

第21条 景観行政団体の長は、第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者(当該指定が前条第2項の規定による提案に基づくものであるときは、当該

景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構)に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第22条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

- 3 景観行政団体の長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

(指定の解除)

第27条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 3 第21条第1項の規定は、前2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第17条 法第25条第2項の景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずること。
- (2) 消火器その他の必要な消火設備を設けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

【趣旨】

- 景観法第25条第1項に基づく景観重要建造物の管理の方法について、条例で付加する手続きを定めたものです。

【解説】

- 具体的な管理方法として、腐食その他の劣化の防止措置、消火器その他の消火設備の設置のほか、設備等の定期点検、草刈り等の敷地の管理等により、景観重要建造物の良好な保全を図るものとします。

景観法

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第25条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(景観重要樹木の指定)

第18条 市長は、法第28条第1項の規定により、景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

【趣旨】

- 法第28条第1項の規定に基づく景観重要樹木の指定手続に関して、条例で付加する手続きを定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 景観重要樹木の指定を行う場合は、あらかじめ、むつ市都市計画審議会の意見を聴くこととします。

<第2項>

- 景観重要樹木の指定をしたときは、公告により広く一般に周知することとします。

<第3項>

- 法第35条第1項又は第2項の規定に基づく景観重要樹木の指定の解除については、前2項を準用します。

景観法

(景観重要樹木の指定)

第28条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第30条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(指定の通知等)

第30条 景観行政団体の長は、第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第2項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第31条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「景観重要建築物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(指定の解除)

第35条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第30条第1項の規定は、前2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第19条 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

【趣旨】

- 景観法第33条第1項に基づく景観重要建造物の管理の方法について、条例で付加する手続きを定めたものです。

【解説】

- 具体的な管理方法として、病虫害の予防又は駆除の措置、せん定等の措置、草刈り等の敷地の管理等が考えられます。

景観法

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第33条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(支援)

第20条 市長は、良好な景観の形成に寄与する活動、建築行為等を行う者及び景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等に対し、景観形成に関する情報の提供、技術的支援その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

- 良好な景観の形成に寄与する者に対する支援について定めたものです。

【解説】

- 良好な景観の形成に寄与する活動、市民、事業者等に対し、景観形成に関する広報的支援や技術的支援などの必要な支援を行うよう努めることとします。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- 本条例の施行に関して必要な事項について、規則に委任することを定めたものです。

【解説】

- 本条例の施行に関して必要な事項は、むつ市景観条例施行規則で定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から市の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、法の規定により青森県が定めた景観計画（むつ市の区域に係る部分に限る。）を市の景観計画とみなす。

【趣旨】

- 本条例の施行期日及び所要の経過措置を定めたものです。

【解説】

<第1項>

- 本条例の施行期日は、景観行政団体への移行日とし、令和3年3月1日とします。

<第2項>

- 本条例の施行期日となる令和3年3月1日からむつ市景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、青森県が定めた景観計画をむつ市の景観計画とみなします。